

Q624. 月給制の労働者の残業代は、どのように計算すればいいですか？

月給制の労働者A氏の残業代について、具体的な例は以下のとおりです。

月給：25万円（他の手当等無し）

1日の所定労働時間：8時間

所定休日：土、日、祝日、年末年始12月28日～1月4日、夏季休暇3日

A氏の当月の残業時間：時間外労働時間数30時間、深夜労働時間数15時間（全て時間外労働時間）、休日労働時間数20時間

1 通常の労働時間の賃金の時間単価の計算

年間（平成28年）所定労働日数＝366日－休日131日＝235日

年間の所定労働時間数＝1日の所定労働時間8時間×235日＝1880時間

1月平均所定労働時間数＝1880時間÷12か月＝156.67時間（小数第三位以下四捨五入）

通常の労働時間の賃金の時間単価＝月給25万円÷156.67時間＝1596円／時（小数点以下四捨五入）

2 割増賃金（残業代）単価の計算

① 1か月の合計が60時間までの時間外労働の時間単価＝1596円×1.25＝1995円／時

② 1か月の合計が60時間までの深夜（午後10時～午前5時）の時間外労働の時間単価＝1596円／時×1.5＝2394円／時

③ 休日労働の時間単価＝1596円／時×1.35＝2155円／時

3 割増賃金（残業代）の計算

① 時間外割増賃金＝1995円／時×30時間＝5万9850円

② 深夜時間外割増賃金＝2394円／時×15時間＝3万5910円

③ 休日割増賃金＝2155円／時×20時間＝4万3100円

A氏の当月の割増賃金（残業代）合計金額＝13万8860円

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

4 賃金総額の計算

A氏の当月の賃金総額 = 25万 + 13万8860円 = 38万8860円

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成